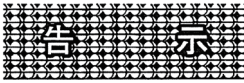


東北信運転免許課



長野県告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和7年3月17日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
医療法人宣慈会 あさま医院	北佐久郡軽井沢町長倉3722	令和7年3月1日
こもろ薬局	小諸市赤坂1-12-6	令和7年3月1日
ちとせや薬局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9610	令和7年3月1日
モリキ長野柳原薬局	長野市大字柳原2101番1	令和7年3月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第102号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和7年3月17日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
医療法人 ささき医院	東御市本海野1673-1	令和7年2月28日
アガタ薬局	松本市県1-7-19	令和7年2月28日
クスリのサンロード薬局 松川店	下伊那郡松川町元大島1453	令和7年2月28日
筒井薬局	下伊那郡高森町下市田2857-14	令和7年1月30日
有限会社 白馬堂薬局	諏訪市諏訪1-16-1	令和7年3月3日

保健・疾病対策課

長野県告示第103号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

令和7年3月17日

長野県知事 阿部守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病予防のため	佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 臼田地区 望月地区 南佐久郡 南牧村のうち	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている検査法

	平沢 野辺山 板橋 海ノ口のうち 野辺山原 東御市 小県郡 長和町 岡谷市 諏訪郡 富士見町のうち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 駒ヶ根市 上伊那郡 箕輪町のうち 中箕輪 飯島町 南箕輪村のうち 南原 飯田市のうち 飯田 鼎 松尾 下久堅 龍江 竜丘 座光寺 上村 南信濃 下伊那郡 松川町 阿南町 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 豊丘村 木曽郡 木曽町のうち 福島 日義 三岳 王滝村 松本市のうち 梓川 波田 安曇野市のうち 明科 堀金 三郷 東筑摩郡 山形村 朝日村 筑北村 北安曇郡 松川村 長野市のうち 信州新町地区以外 千曲市 上高井郡 小布施町 高山村 上水内郡 飯綱町 中野市 飯山市 埴科郡 坂城町 下高井郡 木島平村 野沢温泉村				
--	--	--	--	--	--

	下水内郡 栄村			
	佐久市のうち 望月地区 南佐久郡 川上村 東御市 岡谷市 駒ヶ根市のうち 中沢 東伊那 上伊那郡 箕輪町のうち 中箕輪 南箕輪村のうち 南原 下伊那郡 阿南町 下條村 豊丘村 木曽郡 木曽町のうち 三岳 松本市のうち 波田 東筑摩郡 山形村 朝日村 筑北村 北安曇郡 松川村 上水内郡 小布施町 飯山市 中野市 下水内郡 栄村	繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く		
	県内全域	1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く。 2 1以外の牛で、必要と認めるもの		
伝達性海綿状脳症発生予防のため	県内全域	1 特定症状牛・死亡前に特定症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの 2 起立不能牛・死亡前にBSE関連症状のうち歩行困難、起立不能等を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由（感染性、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因。）では説明できないもの	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	酵素免疫測定法
アカバネ病の発生予防のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛（令和6年11月から令和7年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。）のうち、地理的、自然的条件を考慮して選定するもの	令和7年6月1日から 令和7年11月30日まで	中和試験

高病原性鳥インフルエanza発生予防のため	県内全域	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥のいずれか又は合わせて100羽以上（だちょうの場合にあつては、10羽以上）飼養している農場のうち必要と認めるもの	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査（年1回以上実施）
腐蛆病発生予防のため	佐久市 南佐久郡 小海町 佐久穂町 川上村 南牧村 南相木村 北相木村 北佐久郡 御代田町 立科町 茅野市 諏訪郡 原村 富士見町 駒ヶ根市 上伊那郡 宮田村 飯島町 中川村 飯田市のうち 南信濃以外 下伊那郡 松川町 高森町 喬木村 豊丘村 大鹿村 大町市 北安曇郡 松川村 池田町 東筑摩郡 麻績村 山形村 朝日村 松本市 木曽郡 王滝村 上松町 大桑村 南木曽町 長野市 千曲市 埴科郡 坂城町 上水内郡 信濃町 飯綱町 小川村	蜜蜂 ただし、検査を不要と認めた蜜蜂は除く	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査
	県内全域	1 長野県の区域を越えて移動する蜜蜂 2 1以外の蜜蜂で、必要と認めるもの		
豚熱発生予防のため	県内全域	豚熱予防注射を実施した豚及びいのししのうち必要と認めるもの	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	酵素免疫測定法
オーエスキー病発生予防のため	県内全域	豚を飼養する農場のうち必要と認めるもの	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	ラテックス凝集反応

長野県告示第104号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり注射を実施します。
令和 7 年 3 月17日

長野県知事 阿 部 守 一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射、薬浴又は投薬の別及びその方法
豚熱の発生予防のため	県内全域	接種が必要と認めた豚及びいのしし（以下「豚等」という。） ただし、高度な隔離及び監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものを除く。	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	豚熱予防注射

園芸畜産課

長野県告示第105号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。
令和 7 年 3 月17日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡辰野町大字樋口字樋ノ沢42 の 1 （次の図に示す部分に限る。）、字河子沢39 の 1、39 の 14、39 の 15、39 の 23 から 39 の 35 まで、字佛沢40 の 1 から 40 の 3 まで、字横路41 の 1 から 41 の 3 まで、字樋ノ沢42 の 3、42 の 5、42 の 6、42 の 8 から 42 の 11 まで、字前林43 の 1 から 43 の 4、43 の 67、字大久保45 の 1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第106号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。
令和 7 年 3 月17日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曽郡大桑村大字殿34（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月17日

長野県飯田建設事務所長 唐澤 則 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 親田中村線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市立石940番の2地先から 飯田市立石864番の3地先まで	旧	m 3.1 ～ 12.0	km 0.4600
同 上	新	5.0 ～ 28.0	0.4600

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市伊豆木819番の2地先から 飯田市伊豆木772番の3地先まで	旧	m 8.5 ～ 18.2	km 0.1418
同 上	新	11.4 ～ 23.9	0.1418

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月17日

長野県大町建設事務所長 竹内 浩 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大町麻績インター千曲線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市社字上ノ入口6168番の4地先から 大町市社字鈴ヶ平6169番の1地先まで	旧	m 6.4 ～ 7.4	km 0.0510
同 上	新	7.3 ～ 13.6	0.0510

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市八坂字市道梨子ノ木693番の1地先から 大町市八坂字裏山894番の21地先まで	旧	m 8.5 ～ 14.2	km 0.4837
同上	新	10.0 ～ 19.4	0.4837

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市八坂字家内荒神2957番の1地先から 大町市八坂字家内荒神2956番の1地先まで	旧	m 9.3 ～ 18.8	km 0.0631
同上	新	12.3 ～ 20.4	0.0631

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月17日

長野県安曇野建設事務所長 小林 宏 明

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市明科東川手7653番の1地先から 安曇野市明科東川手7358番地先まで	旧	m 6.1 ～ 26.0	km 0.5698
同上	新	7.5 ～ 30.4	0.5600
安曇野市明科東川手8507番の7地先から 安曇野市明科東川手7359番地先まで		8.8 ～ 13.3	0.0438

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年4月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年3月17日

長野県飯田建設事務所長 唐澤 則 夫

- 1 (1) 路線名 親田中村線
- (2) 供用を開始する区間
飯田市立石940番の2地先から
飯田市立石864番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和7年3月17日
- 2 (1) 路線名 親田中村線

- (2) 供用を開始する区間
飯田市伊豆木819番の2地先から
飯田市伊豆木772番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和7年3月19日

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から令和7年4月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和7年3月17日

長野県大町建設事務所長 竹内浩平

- 1 路線名 大町麻績インター千曲線
- 2 供用を開始する区間
大町市社字上ノ入口6168番の4地先から
大町市社字鈴ヶ平6169番の1地先まで

大町市八坂字市道梨子ノ木693番の1地先から
大町市八坂字裏山894番の21地先まで

大町市八坂字家内荒神2957番の1地先から
大町市八坂字家内荒神2956番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和7年3月17日

道路管理課

長野県内水面漁場管理委員会指示第32号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。
令和7年3月17日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平林公男

- 1 指示内容
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。
- 2 指示の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

内水面漁場管理委員会